

市役所別館ロビーの使用にあたって

1 使用開始・終了の連絡

使用日当日は、総務課の受付印のある「庁舎使用等許可申請書」をお持ちのうえ、1階守衛室へお越しください。

使用が終わりましたら、片付けを行い、1階守衛室へご連絡ください。

2 使用時間について

市役所別館ロビーの使用時間は、準備又は後片付けの時間も含まれます。

3 荷物、持込品

お持込品の管理・保全是、使用者にて行ってください。

保管・保全が必要な場合は別途会議室を借りる等、使用者にてご対応をお願いします。

4 使用できる範囲

市役所別館ロビー内の（15m×5m 約75㎡）の範囲となっております。

廊下や出入り口にはみ出してのご使用や、範囲外に荷物を置く行為は禁止しております。

5 禁止行為について

- (1) 公の秩序を見出し、又は善良な風俗を害するおそれがあるもの
- (2) 活動内容が人権侵害に当たると認められるもの
- (3) 公衆に不快の念を与え、又は危害を加えるおそれがあるもの
- (4) 政治的、宗教的な勧誘、募集、署名活動、布教、儀式等を行うこと
- (5) もっぱら営利を目的とする活動を行うこと
- (6) マルチ商法等消費者被害が発生するおそれがあるもの
- (7) 正当な理由のない火気の使用、飲酒、爆発物その他の危険物の持ち込み
- (8) 音楽等の演奏等の音楽活動又はBGMを使用すること。
- (9) 庁舎の施設及び備品を破損し、または滅失するおそれがあるもの
- (10) 市役所の品位を損ない、又は業務に支障が生じるおそれがあると認められるもの
- (11) 市役所別館ロビーの使用に係る取扱基準及び守口市庁舎管理規則に違反すること

6 注意事項について

- (1) ロビーを活用する市民等が、故意又は過失により市の施設又は貸与した物品等に損害を与えた場合には、現状回復に係る費用をお支払いください。
- (2) 使用期間中の展示品等の損害については市では一切責任を負いません。
- (3) 市役所別館ロビーの出入り口以外の庁舎内での案内板の設置及び張り紙等は禁止します。
- (4) 庁舎内は禁煙です。喫煙は灰皿を設置した場所をお願いします。
- (5) 使用後は清掃のうえ、ゴミは必ずお持ち帰りください。
- (6) 18歳未満の者だけで使用する場合は、保護者等の立会いが必要です。ただし、15歳以上（中学生を除く）のみで使用の場合は、保護者等の同意書があれば使用可能です。

7 使用許可の取り消しについて

下記に該当する場合はロビーの使用許可を取り消します

- (1) 「守口市庁舎管理規則」及び「市役所別館ロビーの使用に係る取扱基準」に定められた事項に違反したとき。
- (2) 市の行事等で公用又は公共用に供するため必要があるとき。
- (3) 災害その他やむを得ない事由が生じたとき。
- (4) 使用する権利を他の者に譲り渡し、又は転貸したとき。
- (5) 不正な手段によって使用の許可を受けたとき。
- (6) 使用目的を偽って申請したとき。
- (7) 前6号に掲げるもののほか、庁舎管理上支障が生じるおそれがあると認めるとき。